

令和8年10月～

普通ごみは有料指定ごみ袋で出すことになります。



クリーンちゃん

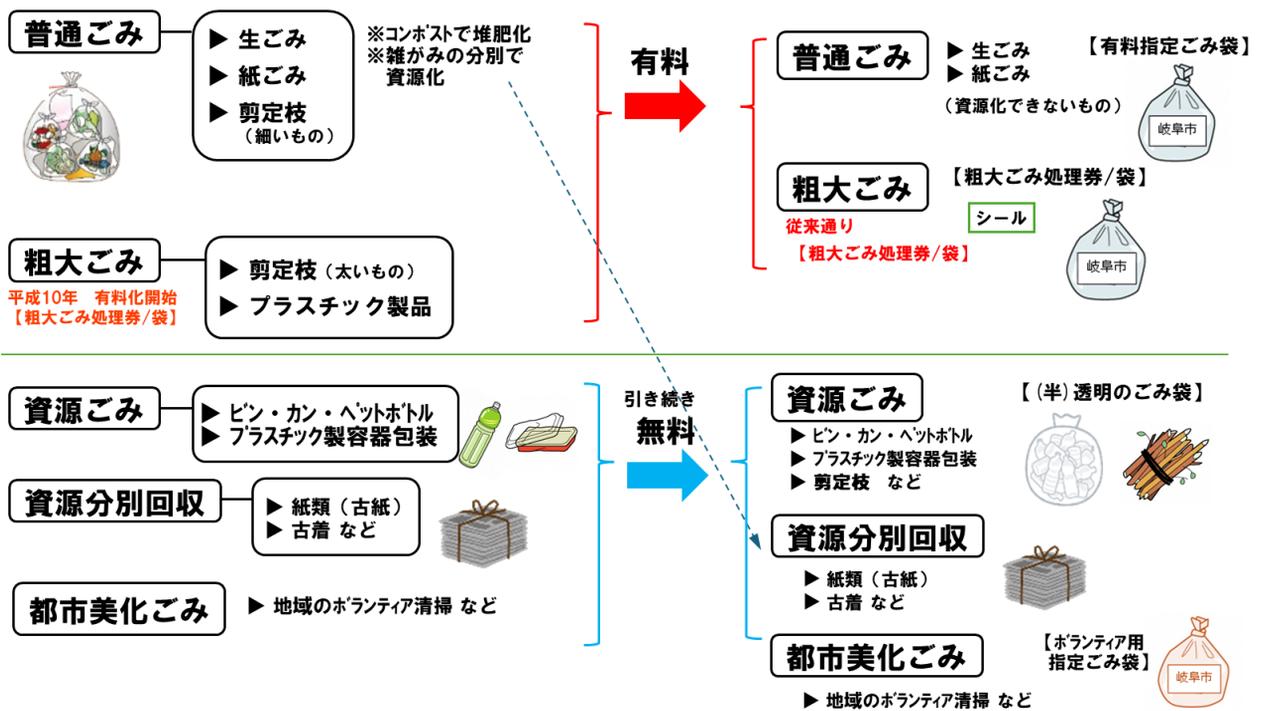
- ・ 将来世代の負担を勘案し、さらなるごみ減量・資源化を推進すること
 - ・ 地域のごみ処理の負担を軽減するため、地域コミュニティへの支援が必要であること
 - ・ 岐阜羽島衛生施設組合の構成市町と一体となつてごみ減量・資源化を推進すること
- 本市のごみ処理の現状・地域課題等を総合的に勘案し、

令和8年10月1日から、ごみ処理有料化制度を実施します。

有料化の対象

「家庭系普通ごみ」と「事業系普通ごみ」です。

家庭から出るごみ（普通ごみ有料化のイメージ）



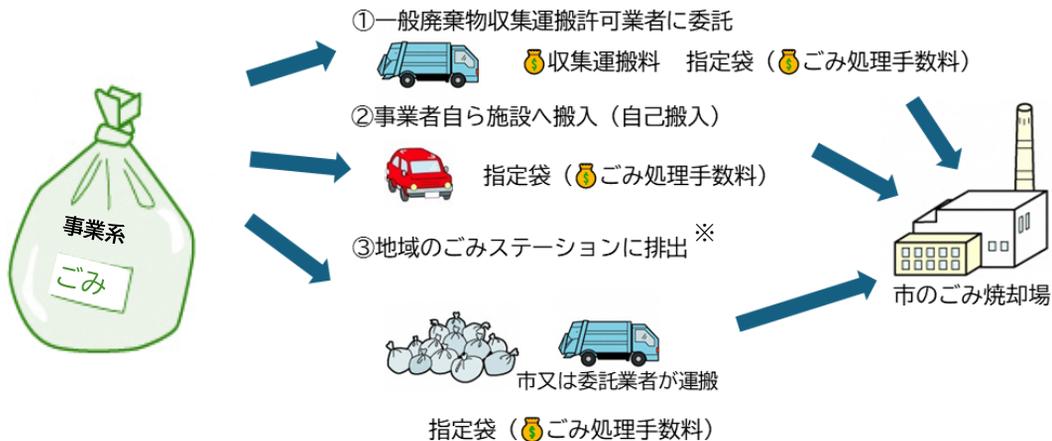
- ・ 令和8年10月1日以降、普通ごみは、『家庭系有料指定ごみ袋』でごみステーションに出してください。
- ・ 粗大ごみの出し方、手数料額は、従来どおりです。
- ・ 資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル、プラ製容器包装など）の出し方は、従来どおりです。『無色透明または乳白色で半透明のごみ袋』で、ごみステーションに出してください。
- ・ 剪定枝は、『紐等で束にするか、袋に入れて』、粗大ごみ自己搬入施設に搬入した場合、無料で回収します。
- ・ 都市美化ごみの処理は、無料です。市が個別に回収するか、少量の場合、市が無料で配布する「ボランティア用指定ごみ袋」で、ごみステーションに出してください。

ごみ処理手数料の額（有料指定ごみ袋の価格）

有料指定ごみ袋の容量	家庭系			事業系
	大 (45L)	中 (30L)	小 (15L)	45L
ごみ袋1枚あたりの手数料 [税込み]	50円	33円	16円	50円
販売額(1袋10枚入り) [税込み]	500円	330円	160円	500円

令和8年8月頃から、指定ごみ袋取扱店（今後募集）にて、1袋（10枚入り）単位で、販売予定です。

事業系普通ごみの排出方法



令和8年10月1日からは、『事業系有料指定ごみ袋』に入れて、①～③の方法で排出してください。

※「③地域のごみステーションに排出」の場合は、1回3袋までとし、ごみ当番や管理費など地域の取り決めを守ったうえ、各ごみステーションを管理する**地域の方の了解を得て**ください。必ず事業系有料指定ごみ指定袋を使用し、袋には事業者名を記載してください。

併用施策

有料化に合わせ、次のような施策も進めていきます。

区分	併用施策	内容
ごみの減量・資源化	家庭系剪定枝の資源化	・家庭系剪定枝（家庭で庭木を剪定した枝や葉）を資源物として回収し、資源化
	プラスチック製品の再商品化（R10年度末までに実施）	・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の一部（スプーン、歯ブラシなど）を回収し、再商品化
	その他の資源化手法の調査研究	・使用済み紙おむつの資源化 ・落ち葉や刈り草、草花の資源化 など
地域のごみ処理支援	ごみステーション維持管理等に対する自治会への協力金	・カラス対策用ネットの購入や、ごみ当番への謝礼としてお茶や粗品、有料指定ごみ袋の購入など、自治会の裁量でごみ処理に関し活用できる協力金を支給
	高齢者等へのごみ出し支援	・ごみをステーションへ持ち出すことが困難な高齢者等を支援

【ごみ処理有料化制度について】

- Q1** ごみ処理有料化はいつから始まりますか？
- A1** 令和8年10月から開始します。
なお、令和8年8月頃から有料指定ごみ袋の販売を開始する予定です。
- Q2** 有料指定ごみ袋はどこで売られますか？
- A2** ごみ袋取扱店（スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどを想定）での販売を予定しています。なお、ごみ袋取扱店は今後募集し、決定次第お知らせします。
- Q3** 有料化後は、現在使っているごみ袋は使えなくなりますか？
- A3** 普通ごみの排出には、有料指定ごみ袋を使用してください。また、市販の無色透明又は乳白色で半透明のごみ袋は、引き続き資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の排出にご利用いただけます。

【有料化後のごみの出し方について】

- Q4** 剪定枝の資源化を開始することですが、どのように出せばよいですか？
- A4** 紐で束ねるか、ビニール袋に入れて、市内3か所にある粗大ごみ自己搬入施設へ排出していただく予定です。
なお、有料指定ごみ袋に入れて、これまで通りごみステーションに排出していただくこともできますが、資源化にご協力をお願いします。
- Q5** 家庭から出る落ち葉や刈草は、有料指定ごみ袋で出すのですか？
- A5** 現状では、資源化に課題があるため、普通ごみとして有料指定ごみ袋で排出してください。
- Q6** 公園や街路樹の清掃で出たごみはどうすればよいですか？
- A6** 都市美化ごみとなるため、有料化の対象外となります。事前にご連絡いただければ、個別に市が無料回収します。また、少量の場合には、ボランティア用指定ごみ袋を無料配付する予定ですので、ごみステーションに排出していただけます。
- Q7** 市民運動会や夏祭りなどの地域のイベントで出たごみはどうすればよいですか？
- A7** 地域のイベントで出たごみは、減免対象となります。事前にご連絡いただければ、個別に市が無料回収します。また、少量の場合には、ボランティア用指定ごみ袋を無料配付する予定ですので、ごみステーションに排出していただけます。なお、減免には申請が必要となりますので、申請方法の詳細は別途お知らせします。
- Q8** プラスチック製品の再商品化は、どのように、いつから始まるのですか？
- A8** スプーンやフォーク、ストローなどのプラスチック製品を資源ごみとして無料回収し、再生プラスチックの原料に再商品化することを予定しています。プラスチック製容器包装と一緒にごみステーションへ排出（一括回収）していただくことを予定しています。また、制度の実施には国の認定や処理施設の改修等が必要となるため、令和10年度末までに開始することを予定しています。

ごみ処理有料化 Q&A

【不適正排出・不法投棄対策、周知・啓発について】

Q9 指定ごみ袋以外で出すなど、ごみステーションに不適正排出されたごみは、どうなりますか？

A9 排出者に注意喚起するため、イエローカードを貼付し一定期間残置します。ただし、生ごみなどの鳥獣被害への配慮が必要なごみは、自治会等と協議のうえ速やかに市が回収します。その後、内容物調査を行い、排出者が特定できた場合は、直接指導を実施します。

Q10 不法投棄にはどのように対応するのですか？

A10 山間部などへの不法投棄に対しては、市職員によるパトロールなどの対策強化を図るとともに、啓発看板を設置するなどの周知啓発を行い、未然防止に努めます。また、不法投棄110番や不法投棄110番オンラインなどで市民から通報を受けた場合には、迅速に対応します。

Q11 自治会未加入者や外国人に対しては、どのように周知していくのですか？

A11 今後、有料化制度のチラシを言語等も配慮して作成し、市から直接全戸へ配布する予定です。また、毎年発行する「ごみ出しのルール」や広報ぎふ、SNS、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、デジタルサイネージ、ごみ袋販売店での啓発ポスターの掲示、市のホームページなど、様々な媒体を活用し周知啓発を行っていきます。

【地域支援策について】

Q12 ごみステーション維持管理等に対する自治会への協力金は、いくら支給されますか？
また、いつからどのように支給されますか？

A12 協力金は、事務費、ネットなどの設備維持管理費、ごみ当番、清掃など管理費から積算し、各連合会の状況に応じて支給する予定です。
令和8年度は3か月に1回、令和9年度以降は半年に1回、連合会宛てに支給予定です。

Q13 地域支援策の実施にあたっては、自治会長に負担がかからないようにしてください。

A13 ごみステーション維持管理等協力金については、実績報告書の提出を不要とするなど、手続きの簡素化を図っています。自治会等の皆様に、できる限り負担がかからない仕組みとなるような制度とします。

Q14 ごみ出し困難な高齢者に頼まれて地域のみなでごみ出しを手伝っています。この制度を活用できますか？

A14 既に実施している活動であっても活用可能です。連合会とご相談のうえ、支援団体として登録をお願いします。